

第1回 野洲市総合計画審議会

～ 第2次野洲市総合計画 後期基本計画の策定について～

と き：令和7年3月25日（火）10：00～
ところ：野洲市役所 本館3階 第1 委員会室
野洲市 政策調整部 企画調整課

資料の構成

1. はじめに

(1) 第2次野洲市総合計画について……………	3 P
(2) 基本構想……………	4 P
(3) 基本計画……………	7 P
(4) 総合戦略……………	9 P

2. 後期基本計画の策定方針

(1) 策定の趣旨……………	11 P
(2) 策定にあたっての基本的な考え方……………	12 P
(3) 基本計構想・基本計画・総合戦略の取り扱い……………	13 P
(4) 基本計画の構成項目に関する取扱い……………	14 P
(5) 策定体制……………	15 P
(6) 策定スケジュール……………	18 P

3. その他

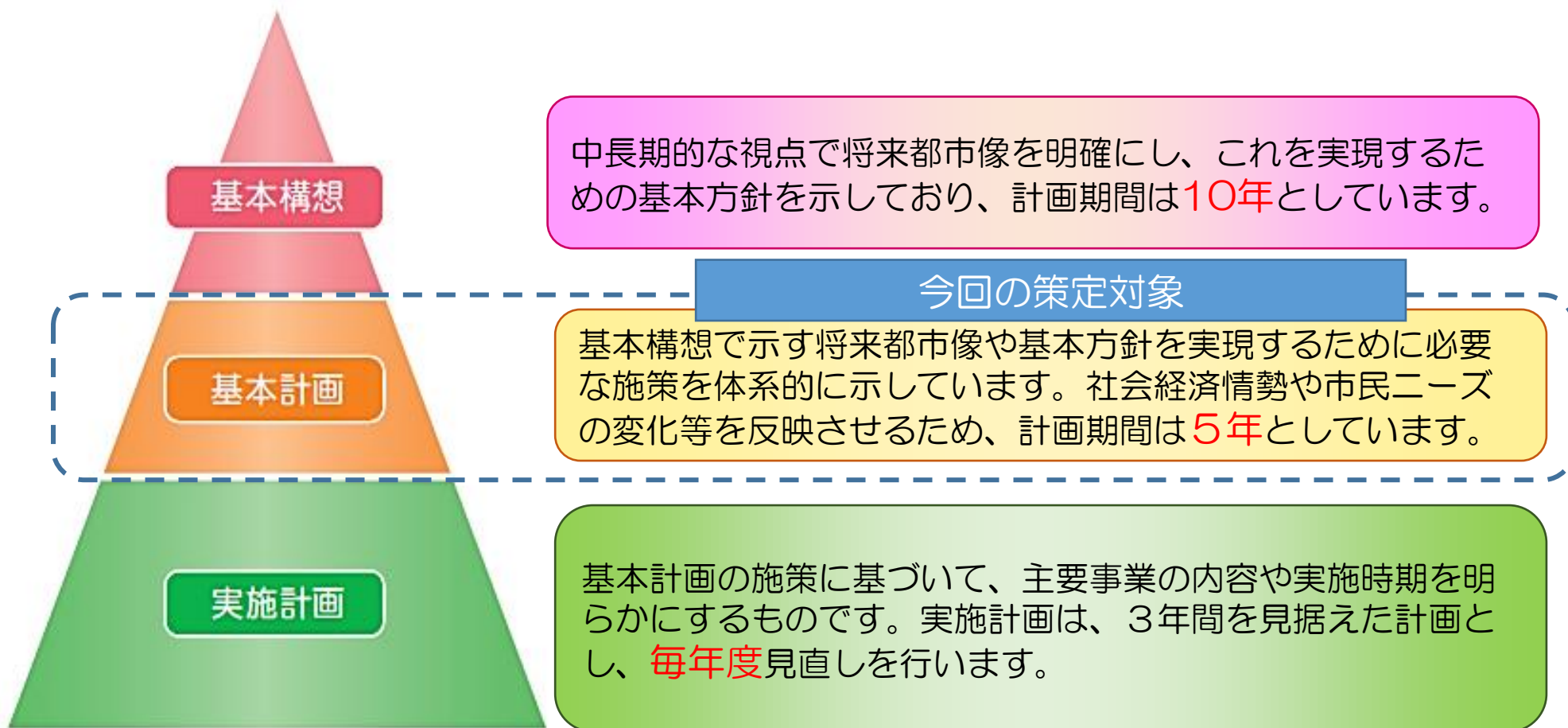
(1) 総合計画・総合戦略評価委員会の指標等に関する意見について……………	21 P
(2) 市民アンケートについて……………	22 P
(3) 第2回 野洲市総合計画審議会について……………	23 P

1. はじめに

1. はじめに

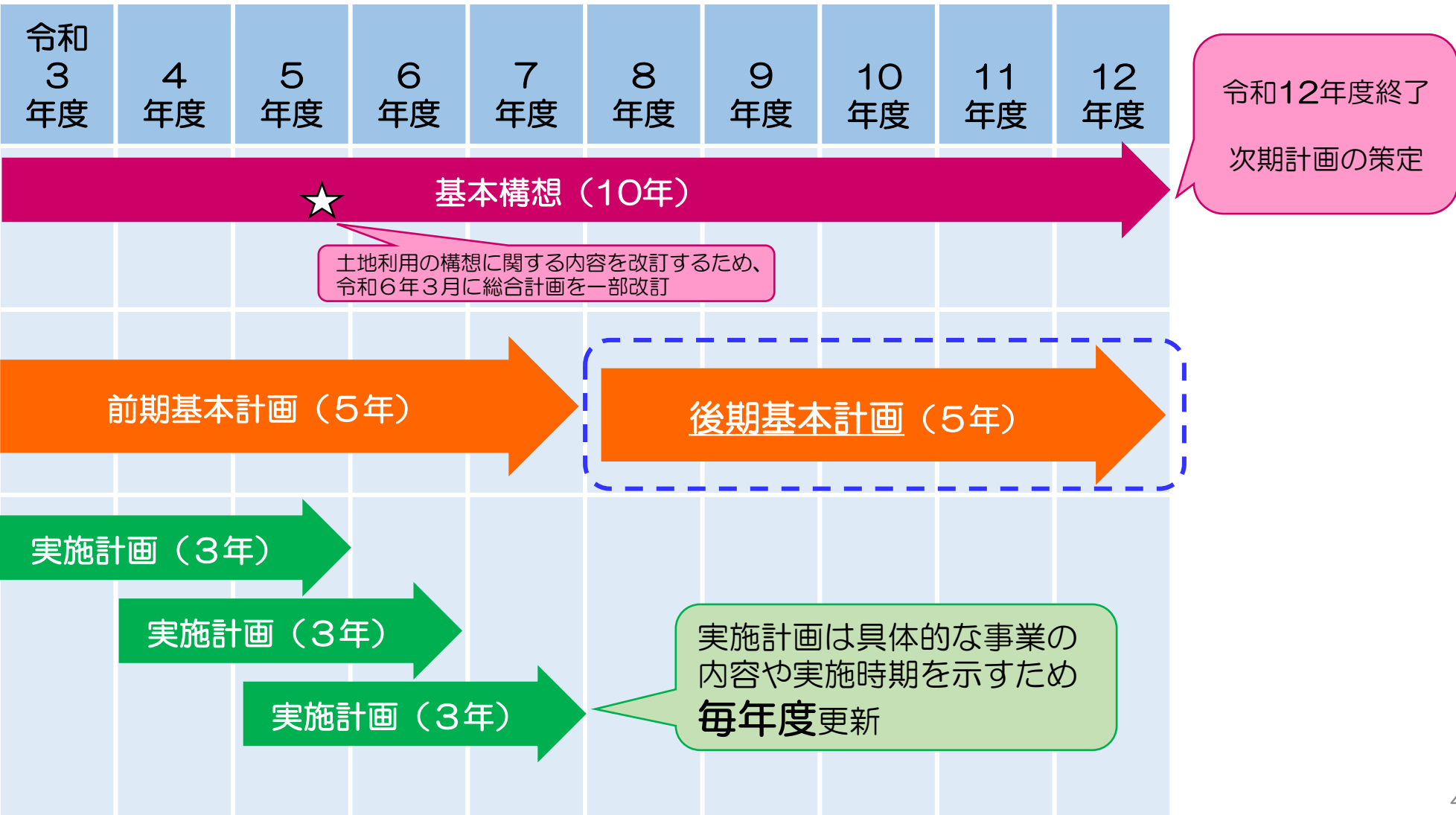
(1) 第2次野洲市総合計画について【構成】

第2次野洲市総合計画は、野洲市の将来都市像を示し、分野別計画など野洲市が定めるその他の計画の指針となる市の最上位計画で、令和3年3月に策定しました。計画は下記のとおり基本構想、基本計画、実施計画で構成しています。



1. はじめに

(1) 第2次野洲市総合計画について【計画期間】

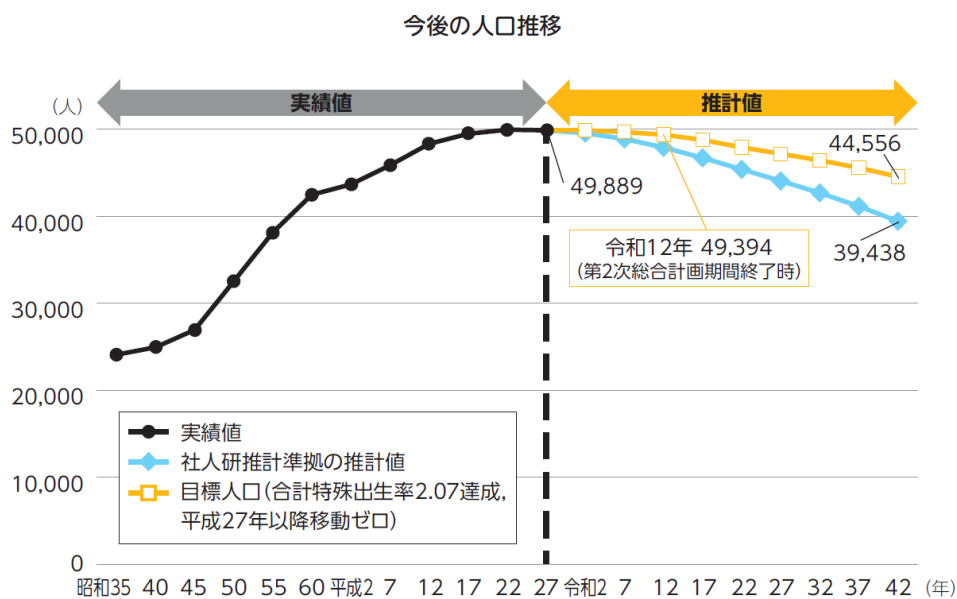


1. はじめに

(2) 基本構想【計画期間10年】

基本構想では、目標人口や土地利用の構想を示しているほか、将来都市像、基本姿勢、分野ごとの基本方針を示しています。

目標人口

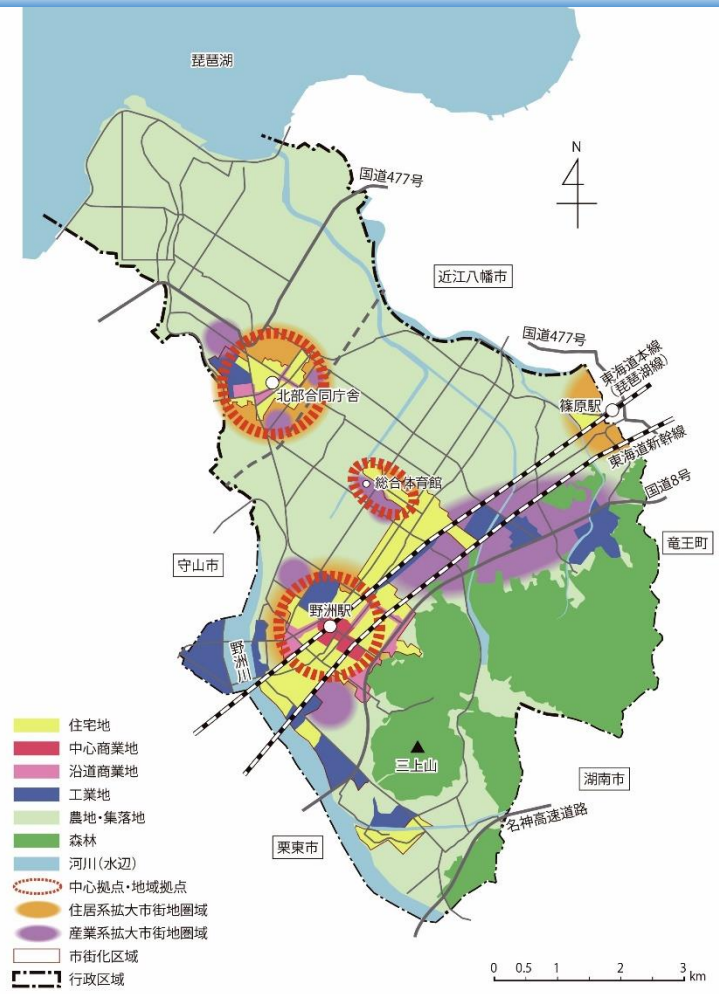


(資料) 野洲市人口ビジョン(平成28年3月)、平成27年国勢調査、内閣府地方創生推進室「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート(令和元年6月版)」をもとに作成

令和12年度末
時点の目標

49,000人

土地利用構想図



1. はじめに

(2) 基本構想【計画期間10年】

めざす
将来都市像

笑顔あふれるにじいろ都市 やす
多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち

基本姿勢

協働のまちづくり

各主体とまちづくりの目標を共有し、
「協働」によるまちづくりを進めます。

SDG s の実現

SDG s とのつながりを意識しながら、
持続可能なまちづくりを進めます。

分野ごとの基本方針

分野1：子育て・教育・人権

- ・親が安心して子育てし、子どもが健全に育つまち
- ・誰もが生涯にわたって学び続け、学びの好循環が生まれるまち
- ・互いを尊重し合い、多様性を認め合いながら、ともに生きるまち

分野2：福祉・生活

- ・誰もが生きがいづくりや健康増進に取り組み、地域全体で切れ目なく医療が提供されるまち
- ・「地域共生社会」の実現に向け、互いに支え合い、ともに安心して生活できるまち
- ・生活上の諸課題を抱える人が安心して暮らせるまち

分野3：産業・観光・歴史文化

- ・地域経済が活性化し、市民生活が充実したまち
- ・豊かな地域資源を生かし、多くの人々が訪れ楽しめるまち
- ・交流や連携を通じて多様な人々の関わりが生まれるまち

分野4：環境・都市計画・都市基盤整備

- ・豊かな自然環境が守られるまち
- ・必要な都市機能が確保され、ネットワークで結ばれるまち
- ・快適な環境が確保された、安全・安心なまち
- ・ハード・ソフト両面で災害に強いまち

分野5：市民活動・行財政運営

- ・市民と行政の協働による暮らしやすいまち
- ・透明性が高く、効果的・効率的に運営されるまち

1. はじめに

（３）基本計画【計画期間５年】 基本計画では、下記のとおり分野ごとの施策を体系的に示しています。

分野	施策	めざす姿
1. 子育て・教育・人権	1-1 子育て支援の充実	すべての家庭が安心して楽しく子育てができるよう、地域全体で協力して子育てをしています。
	1-2 青少年の健全育成	家庭、学校、地域、関係機関が一体となった社会の中で、青少年の自主性や自立性と豊かな感性が育まれています。
	1-3 学校教育の充実	家庭、学校、地域、関係機関が連携して子どもたちに充実した教育機会を提供し、すべての子どもたちが確かな学力と豊かな心と健康な体を育みながら、いきいきと学んでいます。
	1-4 生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進	子どもから大人までが主体的に学び、スポーツや文化芸術に親しみ、生きがいや楽しさを感じながら心身ともに健康に暮らしています。
	1-5 人権の尊重と多文化共生社会の実現	性別、年齢、国籍等にかかわらず、すべての市民がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い支え合いながら、ともに生活しています。
2. 福祉・生活	2-1 健康づくりの推進と地域医療体制の整備	誰もが自身の心と体の健康に関心を持って健康増進に取り組み、充実した地域医療体制のもと、安心して生活しています。
	2-2 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らしています。
	2-3 障がい児・者福祉の充実	障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むための体制が整い、誰もがともに地域でいきいきと暮らしています。
	2-4 地域福祉の推進	すべての人が地域の一員として、ともに生き、ともに支え合い、安心して暮らしています。
	2-5 生活困窮者等への支援の充実	生活から就労まで包括的に対応できる相談支援体制が充実し、すべての人が孤立することなく安心して生活しています。
	2-6 消費者行政・防犯対策の充実	犯罪や消費者被害の未然防止・拡大防止に地域や事業者等と連携して取り組み、市民が被害にあうことなく安全・安心に暮らしています。

1. はじめに

(3) 基本計画【計画期間5年】

分野	施策	めざす姿
3.産業・観光・歴史文化	3-1 商工業の振興	地域特性を踏まえた事業活動や創業をしやすい環境が整備され、事業者、経済団体、金融機関、市民の連携のもと、地域の商工業が活性化しています。
	3-2 農林水産業の振興	効率的で安定した農林水産業経営を環境にも配慮しながら推進することで、環境と経済が両立する「栄統的」な農林水産業が営まれています。
	3-3 地域資源を生かした観光の振興	野洲市の地域資源の魅力が市内外に周知され、多くの人が野洲市を楽しみ、地域経済が活性化しています。
	3-4 歴史文化遺産の保全・活用	地域の歴史文化遺産の魅力が地域で共有され、協働して保存・活用・整備に取り組んでいます。
4. 環境・都市計画・都市基盤整備	4-1 均衡ある土地利用の推進	地域特性や市民ニーズに合わせた計画的な土地利用が図られ、豊かな自然環境と快適な都市環境が調和したまちが実現しています。
	4-2 自然環境・美しい景観の保全	豊かな自然とくらしの調和を図りながら、美しい風土を守り育てるため、市民や事業者が協働して自然環境の保全や景観の保全・創出に取り組んでいます。
	4-3 生活環境の保全と上下水道サービスの安定供給	上下水道や廃棄物処理等、市民の快適な日常生活のために必要な施設が健全に管理・運営され、市民生活の安全・安心を守っています。
	4-4 防災・減災対策の強化	市民の自助・共助意識が高まり、災害時に市民・事業所・行政が一体となって対応できる体制が整備されています。
	4-5 道路ネットワークの整備と交通安全の推進	快適で安全に移動できる道路ネットワークが整備され、道路を使うだれもが交通安全を意識して行動しています。
	4-6 公共交通の利便性の向上	利用者ニーズや地域特性に応じた持続可能な公共交通網が整備され、市民生活の基盤として安全・安心な移動手段が確保されています。
5. 市民活動・行財政運営	5-1 市民活動・自治会活動の推進	地域の活性化や地域課題の解決のため、市民活動や自治会活動を通じて、市民一人ひとりが主体的に地域づくり・まちづくりに参加しています。
	5-2 市民との情報共有の推進	多様な手段により市政に関する情報を市民と共有し、広く市民がまちづくりに参加しています。
	5-3 効果的・効率的な行財政運営	職員一人ひとりが広い視野と経営的な視点を持ち、効果的・効率的で持続可能な行財政運営を行っています。

1. はじめに

(4) 総合戦略【計画期間5年】

第2期野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）は、人口減少と地域経済縮小の克服のため「まち・ひと・仕事創生法」第10条に基づき、国や滋賀県の総合戦略を勘案の上、策定しています。その内容は、**基本計画に掲げる施策・取組方針と連動しており**、一体的に推進するものと位置付けています。

総合戦略と総合計画の対応

第2期野洲市総合戦略の体系		対応する野洲市の総合計画・基本計画の「取組方針」
基本目標1：稼げるまちをつくるとともに、安心して働けるようにする		
基本目標1-1	まちの特性に応じた、生産性が高く、稼ぐまちの実現	3-1① 事業者の就業環境の整備支援 3-1② 地域商業の基盤強化の支援 3-2① 経営基盤の強化と担い手の確保 3-2② 農産物等のブランド力向上
基本目標1-2	安心して働ける環境の実現	3-1③ 創業支援の強化と雇用の創出
基本目標2：新しいひとの流れをつくる		
基本目標2-1	移住・定着の推進	4-1① 計画的な土地利用の推進 4-1③ 良好な住宅・住環境の整備 4-1④ 未利用地の利活用促進
基本目標2-2	新しいつながりの創出	3-3① 観光情報の収集・発信の充実 3-3② 新たな観光資源の発見と環境整備 3-3③ 地域資源の活用促進 3-4② 歴史文化遺産の魅力の発信 3-4③ 他分野との連携による歴史的遺産の活用促進
基本目標3：子育ての希望をかなえる		
基本目標3-1	子育てしやすい環境の整備	1-1① 子育て家庭への支援の充実 1-1② 安心して子育てできる環境の整備 1-1③ 児童虐待の未然防止および早期発見・対応 1-3② 子どもと家庭に寄り添った教育相談・支援体制の充実

第2期野洲市総合戦略の体系		対応する野洲市の総合計画・基本計画の「取組方針」
基本目標4：ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる		
基本目標4-1	活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保	1-4① 生涯学習・生涯スポーツの機会の提供 1-4② 生涯学習・生涯スポーツ活動に対する支援 1-4③ 文化芸術の振興 2-1① 市民の健康づくりへの支援 2-1② 地域医療体制の整備 2-2② 高齢者の暮らしを地域で支えるまちづくり 2-2③ 市民ニーズに沿った介護サービスの提供と適正化の推進 2-4② 地域と連携した福祉活動の推進 2-6① 消費者被害の救済及び未然防止・拡大防止の充実 2-6② 防犯対策の実施 4-1② 都市機能形成の推進 4-4① 防災・減災対策の整備 4-4② 総合的な防災体制・災害時応急体制の確立 4-5③ 交通安全の意識啓発の推進 4-6① 公共交通の利便性の向上
横断的な目標1：多様な人材の活躍を推進する		
横断的な目標1-1	多様なひとびとの活躍によるまちづくりの推進	5-1① 市民活動の継続的な支援 5-1② 持続可能な自治会活動への支援 5-1③ 多機関協働のための仕組みづくり
横断的な目標1-2	誰もが活躍できる社会の推進	1-5② 男女共同参画の推進 1-5③ 多文化共生の推進 2-2① 健康づくり活動と社会参加の促進 2-3① 障がい者の個別支援の充実 2-4① 市民の主体的な地域福祉活動の推進 2-5① 包括的な相談支援体制の充実
横断的な目標2：新しい時代の流れを力にする		
横断的な目標2-1	Society5.0の推進	5-3③ 先端技術の導入と電子化の推進
横断的な目標2-2	SDGsの実現などの持続可能なまちづくり	3-2③ 農地、森林、水環境の良好な保全 4-2① 自然環境の保全並びに低炭素社会の形成 4-3② 循環型社会の形成

2. 後期基本計画の策定方針

2. 後期基本計画の策定方針

(1) 策定の趣旨

本市では、総合的かつ計画的なまちづくりを行うための最上位計画である第2次野洲市総合計画（令和3年4月～令和13年3月）に基づき、めざす将来都市像『多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち ～笑顔あふれる にじいろ都市 やす～』の実現に向けた市政運営を進めています。

当計画の策定以降、従来から問題提起されている少子高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症を契機とした新たな生活様式への対応や、物価の高騰、また、全国各地での自然災害の多発等により、本市を取り巻く環境は急速に変化しており、また、直面する課題も多岐に渡っています。

このような社会経済情勢の変化に対応し、持続可能なまちづくりを進めていくためには、これまで取り組んできた事業を成長の土台として生かすとともに、市民との協働、産官学の連携等により柔軟な発想のもと、計画的・効率的な市政運営が求められます。

こうした中、総合計画を構成している前期基本計画が令和7年度をもって期間満了となることから、令和8年度から令和12年度までの5年間のまちづくりの指針として後期基本計画を策定するものです。

2. 後期基本計画の策定方針

(2) 策定にあたっての基本的な考え方

次の考え方を基に後期基本計画の策定作業を進めます。

① 前期基本計画をベースに策定すること

- 総合計画は、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：改善）に基づく進捗管理を行うため、内部評価（庁内）及び総合計画・総合戦略評価委員会（外部）による検証を毎年度行っており、前期基本計画の進捗状況やこれまでの評価結果等を踏まえて策定します。

② 社会経済情勢の変化に対応すること

- 前期基本計画策定時（令和元年度から2年度）以降の、新型コロナウイルス感染症を契機とした生活様式の変化、デジタル化の加速、物価の高騰等の社会経済情勢の変化を踏まえて策定します。

③ 市民意向の変化に対応すること

- 上記②のような社会経済情勢の変化に伴い、人々のライフスタイルや価値観は変容しており、市民アンケートや市民懇談会、パブリックコメント等の手法を用いて幅広く市民の意向を捉え、策定します。

2. 後期基本計画の策定方針

(3) 基本構想・基本計画・総合戦略の取り扱い

基本構想

- ・将来都市像『多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち ～笑顔あふれる にじいろ都市 やす～』は、総合計画の計画期間（令和3年度～令和12年度）全体を通じた本市のめざす姿であり、基本的な考え方や枠組みは継承することとします。
- ・基本構想に掲載する各種データ等を、経年及び社会経済情勢の変化に伴い更新します。

基本計画

- ・社会経済情勢の変化や前期基本計画の進捗状況及び施策評価結果を踏まえて策定します。
（詳細は、次ページ参照）

総合戦略

- ・後期基本計画と連動させ、国や滋賀県の総合戦略の基本的な方向性を勘案したうえで策定します。

2. 後期基本計画の策定方針

(4) 基本計画の構成項目に関する取扱い

基本計画は以下の表のとおり構成しており、これをベースに後期基本計画の策定作業を進めます。

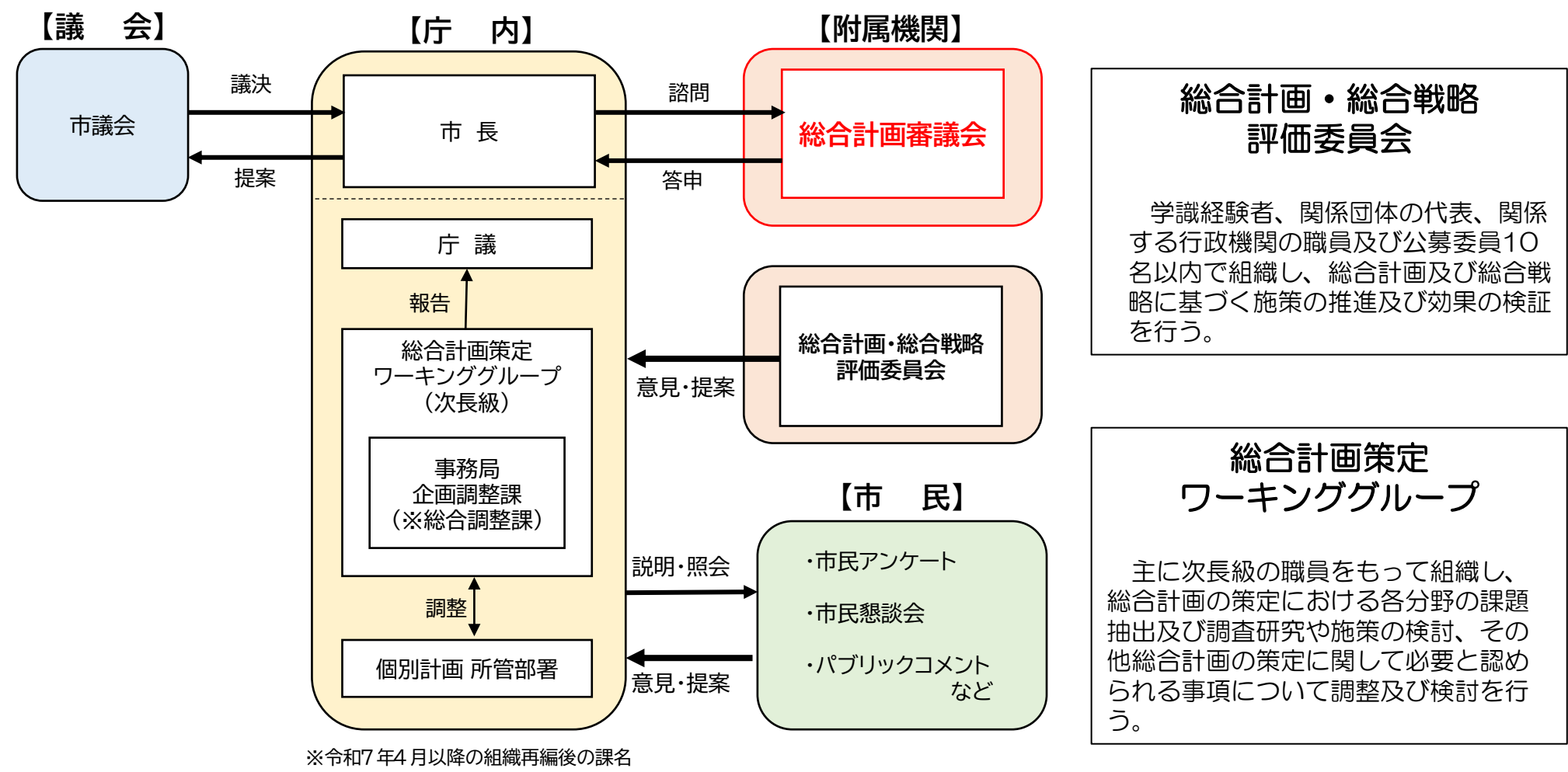
構成項目	数	内容	考え方(※)
分野	5	各施策を体系的に示す分野	×
施策	24	基本構想で示す将来都市像や基本方針を実現するために必要な施策	△
めざす姿	24	各施策において5年後の本市のめざす姿	△
現状・課題	24	各施策に対する現状と課題、これまでの取組等	○
取組方針と主な取組	63	めざす姿の実現に向けての取組方針とそれに基づく主な取組	◎
指標	60	めざす姿の実現状況を把握するための指標	◎

(※ 記号の位置づけ)

- ×：基本構想の骨子と連動しており、原則、更新が不要と考えられる
- △：前期基本計画の内容を概ね踏襲し、必要に応じて適宜更新・追加が必要
- ：前期基本計画の現状と課題を踏まえて、更新及び時点修正が必要
- ◎：前期基本計画の進捗状況と施策評価結果を踏まえて、特に更新が必要と考えられる

2. 後期基本計画の策定方針

(5) 策定体制【全体】



2. 後期基本計画の策定方針

(5) 策定体制【野洲市総合計画審議会】

第2次野洲市総合計画の後期基本計画の策定にあたり、学識経験者、市民団体の代表及び公募委員で構成される**野洲市総合計画審議会**を設置します。

なお、本審議会は野洲市附属機関設置条例に基づき設置する附属機関であり、野洲市総合計画審議会条例及び施行規則に基づく所掌事務や委員等は下表のとおりです。

所掌事務	委員定数	委員構成	委員任期
審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の 策定又は改訂 に関し必要な調査及び審議を行う。	30人以内	(1)学識経験を有する者 (2)公共的団体の役員 (3)関係行政機関の職員 (4)前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者	委嘱の日から 令和8年3月31日まで

2. 後期基本計画の策定方針

(5) 策定体制【野洲市総合計画審議会】

後期基本計画の策定にあたっては、各分野、各施策ごとに委員の皆さまのご意見をいただきながら作業を進める考えであることから、野洲市総合計画審議会条例施行規則第9条に基づき、下記のとおり4つの部会を設置し、令和7年度からは、分野ごとの専門部会と全体会議に分けて審議会を開催します。

【分野1 子育て・教育・人権】		
施策	所属機関等	氏名 (敬称略)
1-1 子育て支援の充実 1-2 青少年の健全育成 1-3 学校教育の充実 1-4 生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進 1-5 人権の尊重と多文化共生社会の実現	滋賀大学 教職大学院 教授	前田 利幸
	野洲市子育て支援会議	樋口 久次
	野洲市青少年育成市民会議	三村 益夫
	野洲市スポーツ協会	山本 博一
	野洲市文化協会	喜多 幸次
	野洲市人権啓発推進協議会	太田 信成
	公募委員	岩澤 政宗

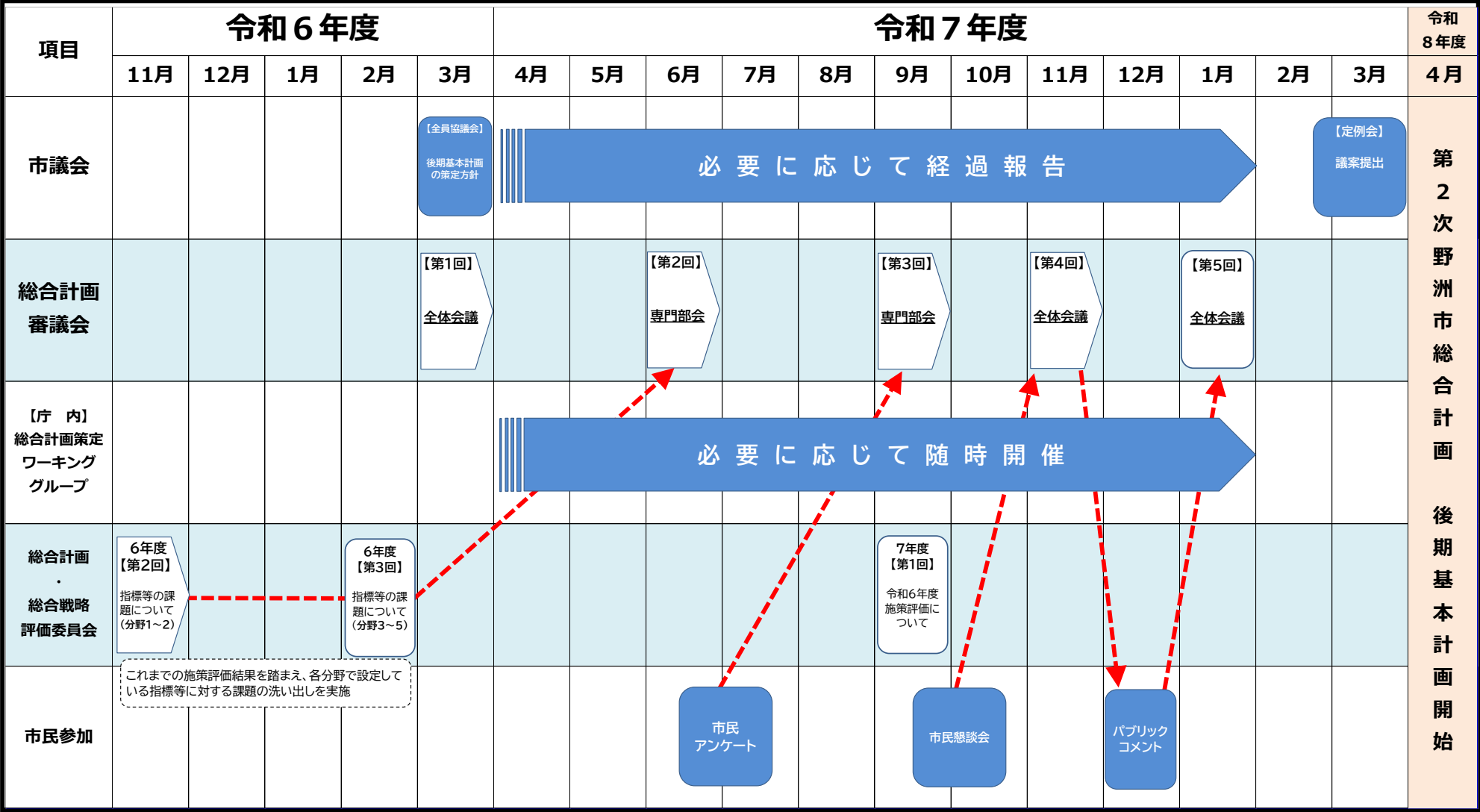
【分野2 福祉・生活】		
施策	所属機関等	氏名 (敬称略)
2-1 健康づくりの推進と地域医療体制の整備 2-2 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり 2-3 障がい児・者福祉の充実 2-4 地域福祉の推進 2-5 生活困窮者等への支援の充実 2-6 消費者行政・防犯対策の充実	びわこ学院大学 教育福祉学部 教授	内藤 紀代子
	野洲市健康推進連絡協議会	川端 文代
	一般社団法人 守山野洲医師会	本田 亘
	野洲市老人クラブ連合会	堤 敏次
	野洲市障がい者関係団体連絡協議会	木戸 弘美
	野洲市民生委員児童委員協議会	西村 孝子
	社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会	富田 由紀子

【分野3 産業・観光・歴史文化】		
施策	所属機関等	氏名 (敬称略)
3-1 商工業の振興 3-2 農林水産業の振興 3-3 地域資源を生かした観光の振興 3-4 歴史文化遺産の保全・活用	滋賀県立大学 人間文化学部 教授	塚本 礼仁
	野洲市商工会	木村 靖
	レーク滋賀農業協同組合	清水 稔
	野洲市観光物産協会	北中 良幸
	野洲市歴史民俗博物館友の会	小島 朝子

【分野4 環境・都市計画・都市基盤整備】 【分野5 市民活動・行財政運営】		
施策	所属機関等	氏名 (敬称略)
4-1 均衡ある土地利用の推進 4-2 自然環境・美しい景観の保全 4-3 生活環境の保全と上下水道サービスの安定供給 4-4 防災・減災対策の強化 4-5 道路ネットワークの整備と交通安全の推進 4-6 公共交通の利便性の向上	同志社大学 名誉教授	新川 達郎
	環境基本計画推進会議 「水と緑・安心の野洲」	林 かずみ
	野洲市消防団	山本 一郎
	近江鉄道株式会社	北村 真治
	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 京滋支社	池田 奈津子
	公募委員	梅田 麻衣子
5-1 市民活動・自治会活動の推進 5-2 市民との情報共有の推進 5-3 効果的・効率的な行財政運営	やすまる広場実行委員会	山本 幹夫
	野洲市自治連合会	今井 正三

2. 後期基本計画の策定方針

(6) 策定スケジュール【全体】（案）



第2次野洲市総合計画
後期基本計画開始

2. 後期基本計画の策定方針

(6) 策定スケジュール【総合計画審議会】（案）

開催回数	開催日程 (予定)	内容 (予定)
第1回 【全体会議】	令和7年 3月25日	・会長・副会長の選出について ・諮問 ・後期基本計画の策定方針について
第2回 【専門部会】	令和7年 6月	・総合計画・総合戦略評価委員会の施策評価及び意見について ・各施策の検証（前期基本計画の課題の洗い出し）
第3回 【専門部会】	令和7年 9月	・市民アンケートの結果について ・素案について
第4回 【全体会議】	令和7年 11月	・パブリックコメント（案）について
第5回 【全体会議】	令和8年 1月	・パブリックコメントの結果について ・後期基本計画（最終案）の確認 ・答申

3. その他

3. その他

(1) 総合計画・総合戦略評価委員会の指標等に関する意見について

総合計画の進捗管理を行うため、総合計画・総合戦略評価委員会（外部）による検証を毎年度行っており、令和6年度の第2回、第3回の評価委員会では、これまでの施策評価結果を踏まえ、各成果指標等の課題の洗い出しを行いました。

次回以降の総合計画審議会では、この評価委員会でいただいた意見等を参考に、後期基本計画の策定に向けた議論を行っていただく予定です。

＜参考：令和6年度総合計画・総合戦略評価委員会について＞

開催回数	開催日程	内容
第1回	令和6年 8月1日	・ 第2次野洲市総合計画・総合戦略 令和5年度施策評価について
第2回	令和6年 11月22日	・ <u>後期基本計画策定に向けた各指標等に対する意見照会【施策1～2】</u>
第3回	令和7年 2月4日	・ <u>後期基本計画策定に向けた各指標等に対する意見照会【施策3～5】</u>

(2) 市民アンケートについて

前期基本計画の策定の際、市民生活と市政の直面する重要課題等について、市民の意識を把握し、施策を検討する上での基礎調査とすることを目的に、下記のとおり市民アンケートを実施しました。

後期基本計画策定にあたっては、コロナ禍以降の市民意識の変化や、各施策の取り組みの重要度を測るため、前回と同様、市民アンケートを実施します。

実施時期（予定） : 令和7年6月 or 7月

<参考：前回のアンケート>

調査対象	野洲市内に住所を有する満20歳以上の男女
標本数	4,000サンプル（住民基本台帳を用いた無作為抽出）
調査方法	郵送による無記名自記式の調査
調査期間	平成31年1月25日～2月28日
有効回収数	1,437件（35.9%）

(3) 第2回 野洲市総合計画審議会について

<開催時期>

令和7年6月を予定

※**専門部会**ごとに日程調整をさせていただきます

<議題（予定）>

- 総合計画・総合戦略評価委員会の施策評価及び意見について
 - 各施策の検証（前期基本計画の課題の洗い出し）
- など